資料3

■ 指定出資法人の役員報酬基準の再点検の進め方について

1．再点検対象法人について

・次の法人について、再点検を実施（新報酬基準は令和９年度から適用予定）。

法人名	再点検の理由
大阪府道路公社	令和９年２月 27 日の鳥飼仁和寺大橋有料道路の料金徴収期間の満了に伴い、同道路の管理が府へ引き継がれ、管理路線が２路線から１路線となることにより、令和９年度以降、役員の職務・職責等に変化が生じることが見込まれるため、再点検を実施する。

2．審議会の日程

①令和８年 10 月 26 日（月）：評価シート記入、評価のとりまとめ

②令和８年 11 月５日（木）　：意見書とりまとめ

3．進め方

【1】評価シートへの記入（事務局説明５分、委員による評価シート記入 5 分）

◎事務局説明（５分程度）➔ 評価シート記入（5 分程度）

〔事務局説明〕※資料４、資料５

✓　事務局より、職務・職責等に関する調査票に基づき、評価の視点となる「日々の職務内容」「重要課題・ミッション」「経営判断の自由度・リスク」の３項目について、**前回見直し時からの状況の変化等**を説明。

〔評価シート記入〕※資料６

✓　３つの評価項目ごとに、評価の視点を踏まえ、評価点数（１点から４点。0.5 点単位）を記入いただく。

✓　評価点数を見直した場合、評価の理由欄に、その理由を記入いただく。

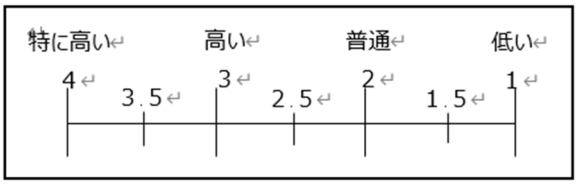
《評価の視点》※P.2

① 日々の職務内容 ・・・ オペレーションの難易度、管理スパン、専門性

② 重要課題・ミッション ・・・ 重要課題、ミッションのボリューム・難易度

③ 法人運営上の経営判断の自由度・リスク ・・・ 経営判断等の自由度、役員の責任・リスク

《評価点数》



・点検の公平性・統一性等を保つため、これまでの過去の点検時と同様、所管部局や法人の出席はありません。
・基本的には、法人の「調査票」（資料５）の「前回見直し時からの職務・職責等の変化（増減）の内容」欄（事務局にて冒頭に読み上げ説明）からご判断いただき、評価点を記入いただきます。
・変化がない場合や、変化があっても評価点を変更するまでの変化ではないと判断された場合は、前回と同じ評価点を記入してください。
・評価点を変更する必要があると判断された場合は、変更後の評価点と理由を必ず記入してください。

評価シート記入完了後、評価結果をメール送付。事務局にて各委員の評価をとりまとめ。

【2】審議会としての評価とりまとめ

◎ **評価のとりまとめ結果を web 会議の画面で共有（適宜委員にメールでも送付）。**
委員の合議によって、審議会として評価のとりまとめを実施

- ✓ 3 つの視点ごとの評価点数（合計点数）を案として確定。
- ✓ 各委員の評価点数が分かれた場合は、前回評価点数と異なる評価とする理由等について、確定。

4．評価の視点等

【評価の視点】

① 役員としての日々の職務内容について
役員としての日常の職務における難易度の高さや法人運営上の管理スパンの広さ、職務を執行する上で求められる専門性の有無といった観点から日々の職務内容における職責を判断。

② 役員としての重要課題、ミッションについて
府の財政再建プログラム（案）や財政構造改革プラン（案）、行財政改革推進プラン（案）、大阪府行政経営の取組みにおける法人改革への対応や法人事業を取り巻く外的環境の変化等への対応など、法人運営上の喫緊の重要課題の有無やそのボリューム、難易度の高さといった観点から役員の職責を判断。

③ 役員としての法人運営上の経営判断の自由度、リスクについて
府の施策を補完する役割を担う出資法人の特性から、法人事業等の実施にあたっても府の関与が必要となるため、法人経営を行っていく上での役員の経営判断の自由度や責任についても一定の制限が生じているケースがある。そのため、各法人における法人経営の自由度の高さや役員としての責任・リスクの高さといった観点から役員の職責を判断。

【報酬基準※】

合計点	報酬額	合計点	報酬額	合計点	報酬額
10～12 点	**1,150 万円**	7.5 点	**1,025 万円**	5 点	**900 万円**
9.5 点	**1,125 万円**	7 点	**1,000 万円**	4.5 点	**875 万円**
9 点	**1,100 万円**	6.5 点	**975 万円**	4 点	**850 万円**
8.5 点	**1,075 万円**	6 点	**950 万円**	3.5 点	**825 万円**
8 点	**1,050 万円**	5.5 点	**925 万円**	3 点	**800 万円**

※ 上表は議事（1）において、現在の報酬水準について３%の見直しを実施することが妥当とされた場合の報酬額。
議事（1）での見直し内容が異なる場合は、画面共有にて報酬額を提示する。

【その他】

※法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役は報酬基準より報酬額を 20%引下げ
※法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役で代表権を有する、若しくは代表者に準じる職で、かつ他の役員との職責の差が明確な者については、報酬基準より報酬額を 10%引下げ
※法人のトップが非常勤の場合、専務理事、常務理事は報酬基準より報酬額を５%引下げ